様式第３号(第９条関係)

会　議　結　果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和５(2023)年度第１回みよし市障がい者福祉計画審議会		
開催日時	令和５(2023)年７月11日（火） 午後１時30分から午後３時10分まで		
開催場所	市役所３階　研修室４・５		
出席者	（会長） 浅野　俊夫（学識経験者） （副会長） 阪田　征彦（学識経験者） （委員） 加藤　貴利（民生児童委員代表）、端谷　毅（医療関係者）、加藤芳文（医療関係者）、熊谷　かの子（障がい福祉団体）、久野　知英（障がい福祉団体）、小野田　朗（障がい福祉団体）、前澤　晏（障がい者団体）、岸野　佳江（障がい者団体）、畠中　菊代（障がい者団体）、西條　かすみ（教育関係者）、畑中　丈彦（教育関係者）、渡邊　祥子（教育関係者）、林　晴子（教育関係者）、金田　光（関係行政機関）、杉原　孝子（関係行政機関）		
次回開催予定日	令和５(2023)年11月		
問合せ先	福祉部　福祉課 担当者　清水、立石 電　話　０５６１－３２－８０１０（直通） ﾌｧｸｼﾐﾘ　０５６１－３４－３３８８ e-mail　fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文	要約した理由	
審議経過	別紙のとおり		

令和５(2023)年度第１回みよし市障がい者福祉計画審議会　会議録

日　時　令和５(2023)年７月 11 日（火）
　　午後１時 30 分から午後３時 10 分まで
場　所　みよし市役所３階　研修室４・５

1　あいさつ

福祉部次長兼課長	定刻になりましたので、ただいまから令和５年度第１回みよし市障がい者福祉計画審議会を開催いたします。 開会にあたり「礼」の交換をしたいと存じます。恐れ入りますが御起立をお願いします。 － 礼 － 御着席ください。 本日の会議は一般公開されておりますので、御承知ください。なお、みよし市障がい者福祉計画策定業務委託の受注者である株式会社サーベイリサーチセンターの担当者が同席しておりますので、御承知ください。 今回の審議会から新たに２人の方、西條かすみ様、林晴子様に委員を委嘱させていただいております。委嘱期間は前任の方の残任期間となり、令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までとなります。 委嘱状は机上にて交付させていただいています。御確認をお願いいたします。 続きまして、市長から御挨拶申し上げます。
小山市長	本日は障がい者福祉計画審議会に、皆様、大変お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、各分野におきまして日頃から大変なお力添え、市政に対する御協力をいただいていることに、感謝を申し上げます。 今年度は、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、この３つの計画がそれぞれ最終年を迎えてますので、その進捗状況の確認、そして、来年度からの計画の策定作業として、皆様の御意見を伺うことになっています。各計画、大変重要でして、本市の障がい福祉のベースとなる計画でもあります。 また、今回の計画策定に当たり、当事者の皆様にアンケート調査を行わせていただきまして、様々な御意見をいただいております。介護のこと、高齢化している親亡き後のことや、雇用のこと、災害時の対応など、それぞれ課題があるかと思っています。これらのことについても、皆様のお立場から御意見をいただき、次期計画に反映をさせてまいりたいと思っていますので、皆様の活発な、積極的な御意見をいただきますこと、お力添えいただきますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
福祉部次長兼課長	続きまして、浅野会長から御挨拶をいただきたいと思います。
浅野会長	愛知大学名誉教授の浅野です。障がい者福祉計画の審議会の会長を長くやらせていただいておりまして、もうそろそろ引退の時期だと思います。今日は、15 時に終わってほしいということなので御協力をお願いいたします。
福祉部次長兼課長	ありがとうございました。

２　諮問

福祉部次長兼課長	では次に、みよし市障がい者福祉計画の策定に関して、市長から審議会へ諮問をいたします。 　市長、会長お願いいたします。
小山市長	みよし市障がい者福祉計画審議会会長、浅野俊夫様 みよし市障がい者福祉計画の策定について諮問。第５期みよし市障がい者計画、第７期みよし市障がい福祉計画及び第３期みよし市障がい児福祉計画の策定について、みよし市障がい者福祉計画審議会の意見を求めます。
福祉部次長兼課長	ありがとうございました。 なお、市長におかれましては、他に公務がありますので、ここで退席させていただきます。

３　議題

（１）「障がい福祉に関するアンケート調査」の報告

福祉部次長兼課長	それでは、議事に移らせていただきますが、その前に本日の資料の確認をさせていただきます。 　本日の配布資料は、事前に配布させていただいた資料１から資料６までと、障がい福祉に関するアンケート調査報告書となっております。 　進行につきましては、みよし市障がい者福祉計画審議会要綱第５条第１項の規定により、会長が議長をつとめることになっておりますので、浅野会長にお願いしたいます。 　浅野会長よろしくお願いします。
浅野会長	それでは、議題に入ります前に、会議の成立の報告をします。 　本日の出席委員は17人で、審議会定数の２分の１以上の出席ですので、要綱第５条第２項の規定により、本会議は成立しますので報告します。 　なお、午後３時には会議を終了したいと考えておりますので、円滑な進行に御協力をお願いします。 　それでは、議題（１）「障がい者福祉に関するアンケート調査の報告」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議題（１）の「障がい福祉に関するアンケート調査」の報告について(資料№1)と、障がい福祉に関するアンケート調査報告書を御覧ください。 　１　調査の目的、２　調査設計は資料にある通りで、３　回収結果は配布数1,200に対し、郵送での回収が533件で44.4%、ウェブでの回収が110件で9.2%、合計643件で53.6%となっています。４　調査結果から見えた課題についての考察です。（１）家族の介護負担についてですが、報告書11ページ問14主な支援者は、父母が42.5%、夫妻が29.9%となっており、次の問で支援者の年齢は60歳以上が52.9%、50歳代が17%で約７割となっています。このことから、主たる介護者の大半が高齢化していることが分かり、次の問の困っていることでは、複数回答可ですが、支援者が高齢であることに不安、代わりの支援者がいない、支援者の健康に不安があるが上位を占めています。日常生活を送る際に家族等による支援が不可欠な状況にある障がいのある人たちですが、問17外部の支援についての困りごとでは、必要なときに手助けを受けられない、気をつかうの割合が多くなっています。以上のことから、家族の介護負担が軽減できる施策、気軽に相談できる体制づくりを検討するとともに、グループホームの整備など親亡き後の準備を支援する

	取組の検討も必要であると考えられます。 　次に（２）障がいのある人の雇用環境についてですが、報告書 31 ページの障がいや生活のことでの困りごとでは、経済的なことが 39.2%、仕事のことが 29.9%となっています。報告書 18 ページ問 22 働いている人の就労形態では、会社での正規職員が 41%、パート、アルバイトが 27.2%で、次の問の困っていることや悩みでは、職場の人間関係がうまくいかないが 17.1%、次の問の働くために大切なことには周囲の理解が 41.8%となっています。以上のことから、障がいのある人一人一人が適した就労の形態、内容で、よりよい環境の基で仕事ができ、生活の一端を支えることができるよう、職場環境づくりに向けた企業との協調や就労支援の充実なども求められています。 　続いて（３）災害時の対応についてですが、報告書 34 ページ問 38 災害など緊急時の避難について、一人で避難することができない、分からないの人が半数を超えている反面、その前の問 37 では日ごろからの備えを特になにもしていない人の割合が 39.5%と高くなっています。問 40 必要な支援では、計画を立てる、地域等での協力体制を作る、避難に関する情報の伝達方法を決めるなどの割合が高くなっている一方で、問 37 の避難行動要支援者名簿の登録や個別の避難計画の作成者の割合は低くなっています。災害が起こったときの対応は、まず自身で備えてもらうことが必要ですので、障がいのある人であっても日ごろの備えをするよう積極的に促しながら、自宅での生活ができなくなった人の対応についても関係課とともに検討する必要があります。 　最後に（４）意思決定支援、権利擁護支援の充実についてですが、報告書 40 ページの問 47 みよし市の福祉施策で充実していることでは、特にないを除くと、相談窓口や相談支援体制の充実が 26.4%と高くなっている一方で、次の問 48 充実してほしい施策では、複数回答可ですが相談窓口や相談支援体制の充実が 27.4%と２番目に高く、相談支援体制への期待が高いことがうかがえます。報告書 36 ページ問 41 成年後見制度の認知度では、知っている人の割合が 49.9%、次の問で、すでに活用している、将来活用したいが合わせて 44.6%となっています。社会情勢の変化と、令和２年に市内に成年後見支援センターが設置されてこともあり、認知度は徐々に高くなってきているようです。このほか 17 ページ問 21 や 20 ページ問 24、28 ページの問 32 では障がいの理解や配慮に関する要望も多い傾向であることから、権利等に対する意識も高くなってきているように感じます。以上のことから、障がい者の意思決定支援の重要性を認識したうえで、相談支援事業所や成年後見支援センターなどの支援機関を周知し、判断能力が十分ではない人が不利益を被らないような取組を進める必要があります。また、内容次第では他の関係機関との協調も必要となるため、自立支援協議会を活用し、必要な支援策を講じることも求められます。 以上で、（１）障がい福祉に関するアンケート調査の報告を終わります
浅野会長	ありがとうございます。 　アンケート調査について説明がございましたが、委員の方々から御意見ございませんか。
端谷委員	４ページの対象者の分布について、対象者は、どのような抽出方法ですか。
事務局	無作為抽出となっております。
端谷委員	年齢はどうだったんですか。
事務局	発送段階での年齢構成については、無作為ですので把握できていません。

浅野会長	市内在住の障がい者の年齢分布とほぼ同じような割合だということでしょうか。
事務局	そのように思います。
浅野会長	どういう方がこのアンケートについて答えているかというのは問の３で、643 人の総回答者のうち、それぞれの年齢割合がここに載っているわけです。
端谷委員	精神障がいの中で年齢分けしたあとで無作為ではいけなかったのですか。障がいで分けてから無作為にしないと、どの障がいの人が何を求めているのか分かりづらくなる気がします。
浅野会長	これは、前回と同じ方法ですか。
事務局	そうです。前年度の審議会で、そのように報告させていただいております。
浅野会長	先回の調査時はどうだったかグラフ等で比べると、変化が分かりますし、今後、チェックしていきやすいのだと思います。それと、クロス集計はやられていますか。
事務局	報告書には掲載していませんが、クロス集計も行っており、データはあります。
浅野会長	聞きたいことがあれば、事務局がデータを持っているということですね。
久野委員	４ページの対象者の年齢というのは、これは書いた人の年齢を聞いているのですか。
事務局	障がい者手帳をお持ちだったり、難病を患ってらっしゃる御本人の年齢です。障がいのあるお子さんにアンケートが配られた場合には、保護者の方がアンケートに回答すると思いますが、対象となっているのはお子さんですので、お子さんの年齢です。
渡邊委員	回収結果が 53.6％というのは、平均ですか。1,200 人に配付して、643 件、53.6％というのが、どの程度のものなのか。一般的にはどうなのかということが１つ。 次に、15 ページ、通園通学で困っていることが「特にない」というのがこれだけ多いということは、満足しているというふうに解釈していいのか。子どもの実情として、とても大事だと思います。 最後に、17 ページの 21、３番目、学校教育に望むことで、「施設設備を充実してほしい」というのは、具体的に把握していらっしゃるのか。回答者がどんな施設や設備を望んでいらっしゃるのかということを、理解していらっしゃるかをお尋ねいたします。
事務局	前回が 54.1％でして、前回の数字とあまり変わらない数値です。
浅野会長	抽出の対象にしたみよし市の障がい者手帳を持っている人、それから難病を患っている方の総数は何人ですか。
事務局	3,000 人程度です。
浅野会長	それから、無作為抽出の 1,200 人に送って、643 名が回答してきたということです。今回は 643 で、50％を超えています。一般に社会的な調査は、半分を超えれば、内容の分析可能だということになると思います。
渡邊委員	次に「特にない」の理解の仕方はどのようでしょうか。本当にもう問題ないというように受け取っていいのか、もう期待していないというのか、その辺がとても大事なところだと思います。このアンケート結果をどう生かしていくか考えていただきたいと思います。55％と突出していますので。
加藤(貴)委員	私もそういう家庭に行ったことがありますが、先生と合わないという人が結構多く、特にないというのは、言っても分かっていただけないという考え

	が多い気がします。おそらく、細かいことを言っても理解していただけないと思われている方が、「特にない」と回答しています。障がいのある人が困っていることが「特にない」なんてあり得ないことだから、この特にないというのは、内面的なものだと思います。
渡邊委員	こういう意見の中に、今の社会の問題が潜在しているんじゃないかと思います。
端谷委員	ここの３の４で学校教育に望むことと書いてありますよね。これについて答えた対象者は、どの年代の人なんでしょうか。60 歳以上の人たちが教育に対して答えを出すのか。要するに、この質問に回答した人たちが、学校教育に関係する人なのか。
事務局	全員ではありません。問い 18 は日中、主にどのように過ごされていますかという質問になっています。
渡邊委員	だから、アンケートをもう少し明確に、真実にアプローチするような、迫るようなものが本当は必要ではないかなと。せっかくこれだけの労力を使っているのに、結果を見てこれを読み解いて、次に生かしていくということが非常に難しいような気がします。私たちはここから何を読み取って、返していくのか、この子たちの次に返していくのかというのは、非常に心配なところです。
浅野会長	今の問題になっている３の４番は、n が 643 で全員なので、75 歳以上の高齢の方が結構、回答していますよね。おそらく無回答、特にない、分からない、その他で答えているのかもしれませんが、クロス集計では、どういう障がいの人が、どう回答しているかが出てくる。事務局にはデータがあるそうなので、もう少しクロスデータをよく見て、実際の計画を具体化する段階では、確認が必要かもしれませんね。このアンケートの報告書って公表するんですか。以前は冊子にして配っていたような気がしました。
事務局	アンケート報告書だけでは配りませんが公表はする予定です。
浅野会長	公表するのなら、もう少し丁寧にしておいたほうがいいと思います。文章で少し分かりやすく修正しておいたほうがいいと思うところがありますので、事務局でもう１回確認し、一般市民が読んだときに分かりやすい形にしてほしいと思います。もう一つは、このグラフの数値の幅が小さいところは全然分からないし、上に凡例があるので、そこにパーセントを表示する等できないかとそういう部分がアンケート全体であります。少し気にしていただけないかと思います。また、自由記述でなにが書かれたかというのは気になります。その他のパーセントが特に大きい問いは、大事だと思います。アンケートの項目が不備だったということでもありますので、その他はちょっと注意して整理していただきたい。
久野委員	充実しているものと充実してほしい施策で、充実しているのは相談支援体制の充実でトップ、反対に充実してほしい施策では２番手になっているんですよね、ほぼ同じぐらいのパーセンテージです。実は、相談支援事業所が開いているのは、月曜日から金曜日の９時から 17 時までだそうですね。こういうのを土日に開けないかというようなこと、それから 17 時以降でも、もうちょっと時間を延長して開けないかという話を聞いています。そうすることによって、この辺の矛盾がなくなってくるような気がするんですが、そういうことは可能ですか。
事務局	相談支援の充実にはそういったことも含まれると思いますので、充実とはどういうことか、数を増やすのか、時間を分けるのか延長するのか、体制を大きくするのかというところを検討していきたいと思います。

浅野会長	ＳＮＳが使える人もまだ多くなく、やっぱり電話が中心になっているかなと。電話あるいは対面に加え、新しい方法も少しずつ出てきている。アウトリーチという言葉も盛んに出始めたが、要するに相談に来るのを待っているんじゃなくて出向いて行けと。ニーズがありそうなところにむしろアウトリーチするような方向になっていると思います。消防署や医師会なんかは、電話体制とかシステムを構築して市民に安心を与えているので、福祉関係についても、計画の中で具体的に触れていただきたいと思います。
端谷委員	相談支援事業はどこかに委託しているのですか。もしも委託しているなら、受託先によって時間を変えてもらったり、時間を少しずつずらすとか、そうすれば時間は何とかなりますよね。
阪田副会長	活発な意見が出て大変うれしく思いますが、まずはアンケートの報告で、調査結果から見た課題等は４つ挙げられている。その４つにプラスして、委員の皆さんが言われたようなことも加味して、課題を検討するということでよろしかったでしょうか。事務局としてはそれでいかがですか。
事務局	そのようにさせていただきます。
浅野会長	意見が少しずつ計画の話題になってきているので、アンケートに関してはここまでにさせていただきたいと思います。公表に当たって意見がありましたら、事務局までお願いします。 それでは、次の議題に入りたいと思います。「みよし市障がい者福祉計画」の概要について事務局からお願いします。

（２）「みよし市障がい者福祉計画」の概要について

事務局	議題（２）の「みよし市障がい者福祉計画」の概要について（資料№.２）を御覧ください。 本市では、平成 30 年３月に障がい者基本法に基づく第４期みよし市障がい者計画と障がい者総合支援法に基づく第５期みよし市障がい福祉計画、児童福祉法に基づく第１期みよし市障がい児福祉計画の３つの計画を内包した「みよし市障がい者福祉計画」を策定しました。 策定の位置づけとしまして「第４期障がい者計画」は、障がい者基本法第 11 条第３項に規定する「市町村障がい者計画」として、障がい者をとりまく状況や社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を示す計画であります。 次に、「第６期障がい福祉計画」は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）第 88 条に規定する「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画として策定いたしました。最後に、児童福祉法の改正により、市町村に策定が義務付けられた「第２期障がい児福祉計画」を、障がい児の福祉サービス提供体制確保に関する計画として「第６期障がい福祉計画」と一体的に策定いたしました。 これらの計画は、『みよし市総合計画』、『みよし市地域福祉計画』を上位計画とし、関連する計画と整合性をとりながら、障がい者、障がい児福祉の方向性を示す計画として位置付けられるものです。 資料２にあるのは、それをイメージ図化したものです。計画の期間は、障がい者計画が６年計画ですので、平成 30 年度から令和５年度まで、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は３年計画ですから令和３年度から令和５年度までとなっています。 今後委員の皆さんに審議していただくものは、令和６年度からの計画にな

	ります。 　３　各計画の特色につきましては、（１）みよし市障がい者計画は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。障がい者施策における市の責任を明確化させ、障がいのある方々の地域生活を支援する全体的なビジョンを示します。地域の様々な資源の総合的な連携体制を構築し、障がいのある方々一人ひとりに対し、適切なサービスが提供される基盤を作ります。（２）みよし市障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び業務の円滑な実施に関する事項を示します。具体的には、市の障がい福祉サービス、相談支援の必要な見込量、障がい者支援施設の必要入所定員総数、地域生活支援事業の実施に関する事項などの目標値を示しています。 　みよし市障がい児福祉計画は、障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を示します。具体的には、市の障がい児通所支援又は障がい児相談支援の必要な見込量の目標値を示しています。 　さて、４　みよし市障がい者福祉計画の骨子案についてです。主な変更点としましては、別紙参考資料の２ページ目右上にある⑧地域共生社会の実現に向けた取組として、地域福祉計画との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載をするとともに、資料３ページの第６章から第８章までについて、国の基本指針に即して、成果目標や活動指標を見直します。本日、皆様に御意見いただきたい部分は、計画の骨子案（章立て）についてです。なお、今後の進め方は、資料（４）にあるとおりです。 　以上で、議題（２）計画の概要についての説明を終わります。
浅野会長	ありがとうございました。各計画の根拠法として３つの法律があり、その法律に従って計画を策定してきました。法によって期限が３年の計画があったり、６年の計画があったりとややこしいことになっていますが、自治体の実情に合わせてよいという流れに徐々になってきているようです。実は、みよし市も周期を合わせて、１つの審議会で３つの計画の審議をするような体制に変わってきています。ただ、今回も事務局から説明があったように指針が改正されており、また重点事項もいろいろ出されてきているので、これを満たすような章立てはどうしたらいいかというのを事務局で考えて、骨子案を考えてくれました。何か質問はございませんか。
渡邊委員	新たに内閣府から出ている合理的解消法は、この中に盛り込まなくてもいいんですか。事業所としては、令和６年から合理的な解消が出ているんですけど、これは基本方針の改定がこの３月にあり、これは計画の中には配慮を入れなくてもいいんですか。
事務局	入れる予定です。
渡邊委員	その言葉として合理的な解消法というようなものが入りますか。
事務局	障がい者差別解消法のお話でしょうか。
渡邊委員	そうです。それは、ここに含まれているのですか。
事務局	含む予定です。
渡邊委員	分かりやすく書いていただきたい。各事業所は義務化がもう迫っていますので。
浅野会長	計画の中でできるだけ説明を入れて、具体的に。合理的とは何のことだと必ず言われると思いますので。
事務局	計画の項目、章立てとしてはこういった形にはなってきますが、差別解消法や権利擁護の考え方というのは重要ですので、全編通してそれを踏まえつつ、差別解消法については、また言及していくような構成になるだろうと考

	えています。
渡邊委員	内閣府が出しているというのは、どういうことなんですか。福祉関係は厚労省から出ることが多いのに、私もよくつかめない。内閣府がこれをあえて出しているというのは、市としてはどのように考えているのですか。
事務局	障がい福祉について考えるにあたり、厚労省の範囲だけではなく、例えば国土交通省とか、経済産業省などいろいろな省庁がありますが、そこにまたがるということで内閣府から発出されているのだと思います。
渡邊委員	そうですよね。だからそれが分かるようにやっぱり提示してほしいと思います。我々がやらなければいけないことがちりばめられていますから。人ごとではないと。
浅野会長	計画の中で文言を入れるように。必要に応じて説明も加えるように。
端谷委員	重層的な支援体制は含まれるんですか。
事務局	本市においては、重層的支援体制整備については地域福祉計画に記載していますが、本計画にも記載する方向で考えています。
浅野会長	計画は市民に向かってですので、分かりやすい説明が必要です。 計画の章立てについては、事務局で国からの指示等を考慮して、案を考えてきました。計画の内容については、これから委員にも考えていただいて、具体的に議論をしていきたいと思います。 それでは、「みよし市障がい者福祉計画の骨子案（章立て）」については、事務局の提案どおりすすめることとしてよろしいでしょうか。 ≪一同、了承≫ それでは、次期計画については、この骨子案に沿って進めていくこととします。なにかあれば、事務局から会長、副会長に相談していただければ結構です。 続いて、議題（３）「第６期みよし市障がい福祉計画」、「第２期みよし市障がい児福祉計画」の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

（３）「第６期みよし市障がい福祉計画」、「第２期みよし市障がい児福祉計画」の進捗状況について

事務局	それでは議題（３）の「第６期みよし市障がい福祉計画」、「第２期みよし市障がい児福祉計画」の進捗状況について（資料№.３）を御覧ください。 この両計画は、令和５年度までのサービス見込量を算出し、それを達成できるよう、事業や体制整備等を実施していくこととなっています。記載にありますように、第６期障がい福祉計画、第２期障がい児福祉計画から抜粋して御説明させていただきます 資料１ページ、第４章、計画冊子は 21 ページ以降、につきましては、国から示された項目について、令和元年度の数値を基準として、令和５年度末の目標値を設定し、達成のための方策を記載しました。 資料１ページの（１）福祉施設入所者の地域生活への移行です。 基準値 17 人に対し、令和３年度末は 18 人、令和４年度中は入退所が２増２減で増減はありませんでした。令和５年度の目標値は、地域生活移行者を１人として、入所者数を１人分削減するよう設定しています。また、令和５年３月末現在は、18 人が施設入所されています。 資料２ページの（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。精神障がい者が地域の一員として安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指すこととされています。

	この協議の場については、自立支援協議会内に精神保健福祉部会を設けており、年に３回部会を開催し、延べ 41 名の関係者が参加しました。 資料３ページ（３）地域生活支援拠点が有する機能の充実です。 障害のある人の重症化、高齢化、親亡き後を見据え、居住支援の体制を整備します。本市は、資料４ページのイメージ図にあるような地域生活支援拠点等の整備を目指します。国が示す５つの機能を一つの法人、事業所で達成するのは困難であると考えられるため、それぞれの法人や事業所の強みを活かした面的整備で進めており、今後も関係機関との調整が必要となります。このことについては、自立支援協議会を中心に検討していますが、本審議会委員の皆さまにも、体制整備に向けて、御理解と御協力をお願いしたいと思います。 資料４ページ（４）福祉施設から一般就労への移行です。福祉施設を経て一般就労移行した方の人数を目標値とします。令和５年３月末現在、一般就労に移行した人は４人で、就労移行支援事業の利用者数は後に実績にでていますが、31 人です。利用者数が見込みより増えているのは、市外に就労移行支援事業所が充足しており、利用できる事業所が増えたことが要因の一つと思います。主に発達障がいや精神障がいのある人が利用しており、最近では、一般就労していた人が休職中に利用し易くなりました。 就労定着支援の利用者は市外の事業所を利用されている方たちです。本市は市単独で障がい者就労支援事業を委託、実施していることもあり、市民はこの事業を活用できるため、市内には就労定着支援事業の指定を受けた事業所はありません。今後も自立支援協議会就労支援部会のなかで、障がい者の雇用促進に向けた取組の検討を、続けていきます。 資料５ページ（５）相談支援体制の充実・強化です。障がいのある人が、地域において自立した日常生活または、社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、様々な希望に対応するための相談支援体制の構築が欠かせません。 本市には、令和５年４月１日現在、特定相談支援事業が９事業所あり、計画相談支援を行っています。相談支援専門員が月に１回以上集まってケース検討会、連絡会を行うなど、資質向上に努めています。 資料７ページ（６）障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み係る体制の構築です。多様な障がい福祉サービスを円滑に実施し提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修の充実や、適正なサービス提供が行われているかどうかを情報収集することなどにより、障がい福祉サービスの質の向上を図る体制作りを進めます。令和４年度、県が実施する障がい福祉サービスの研修に市職員が参加したのは４回でした。障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果を分析してその結果を活用する体制についてですが、結果を活用し関係者で共有するには、至っていない現状です。今後、他市町の取組を参考に共有方法等を検討し、障がい者自立支援協議会の人材育成検討チームで、研修会を企画していただき、事業所職員同士の連携を深めるともに質の向上を図っていきます。 資料８ページからは、障がい福祉サービス等の、数値目標に対する実績を報告いたします。まず、訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する、令和４年度の実績です。以下、見込と実績に差がある内容について、御説明させていただきます。資料７ページの居宅介護は、見込みより大幅に増加しています。これは介護保険対象者で介護不足分の追加や介護者の高齢化に伴う利用者の増加によるものです。また、重度訪問介護は、利用量（時間）減少が目立ちます。対象者が

	一人増減するだけで、利用量も大幅に影響するので、対象者がお亡くなりになり減少した結果と捉えています。資料８ページ、就労継続支援 B 型の利用者数の増加については、近年、市内外において就労継続審事業所の数が増えつつあり、利用希望者も増えていることが要因と思われます。令和４年度には、市内に就労継続支援 A 型事業所も開設しました。資料 11 ページ、地域相談支援事業の地域移行支援、地域定着支援の利用者はゼロとなっています。このサービスは、精神科病院等から退院する際と退院後の地域生活を支える内容となっていますが、全国的に利用が伸び悩んでいるサービスです。本市においては、利用者がいないから１人も退院できていないというわけではなく、市が委託する相談支援事業の中で対応していることもあり、このサービスの利用者がいなくとも、本人の状態や病院からの依頼に応じ、柔軟に対応しています。続いて、資料 12 ページ（地域生活支援事業）のうち、意志疎通支援事業の手話派遣者、要約筆記派遣事業についてです。利用される方は、特定の方になっています。資料 14 ページの療育体操は、コロナ禍からのち、周知・啓発に努めたこともあって増加しているものと思われます。15 ページ（４）障がい福祉サービス以外の見込について、発達障がいに対する支援として、ペアレントメンターの人数や、ピアサポート活動への参加者数を指標としていますが、令和４年度はペアレントメンターに対する実績はありませんでした。ただ、市内の児童発達支援事業所で、相談支援専門員によるペアレントプログラムの模擬講義を行ったところ、受講者の反応も良く、継続的に実施してほしいという意見も聞かれたため、令和５年度は勉強会を複数回実施する予定です。今後も自立支援協議会児童部会や基幹的相談支援センターにおいて、プログラムの継続的な実施やメンターの養成に向け、検討をすすめるよう調整します。精神障がいに対する地域包括ケアシステムの構築については、地域移行、地域定着支援の部分で説明したとおりです。精神障がいがあっても地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会精神保健福祉部会で、地域課題の確認等を行います。資料 16 ページは、障がい児支援の提供体制の整備等で、児童発達支援センターや重症心身障がい児支援体制の整備、医療的ケア児の支援について話合う場の設置等を掲げることとなっています。数値等は令和４年度末の実績値です。児童発達支援センターは未設置ですが、そのほかの項目については、既に目標達成済となっています。保育所等訪問支援事業は、市内の民間法人が設置、運営を行ってくれています。重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、豊田市にある事業所を指しており、みよし市民も利用できていることから、圏域内で確保としています。重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、市内に本部を置く NPO 法人が設置、運営を行ってくれています。医療的ケア児支援のための協議の場については、市障がい者自立支援協議会内に医療的ケアさぽーと部会を設置し、これを協議の場として位置付けています。医療的ケア児を支援するコーディネーターの配置数は現在７人で、目標値も達成しています。障がい児通所支援、相談支援の利用状況は、17 ページのとおりですが、放課後等デイサービスの利用量が著しく増えています。利用者の増加はもちろんあるのですが、一人一人が週に利用する回数が増えた結果だと思われます。また、市内の放課後等デイサービス事業所が、令和４年度に１事業所開設し、市内に 15 事業所開設していることも大きな要因となっています。 　以上で、議題（３）の説明を終わらせていただきます。
浅野会長	どうもありがとうございました。進捗状況について、まだもう一つ別の議題でもありますので、ここは数値目標を掲げろという要請でつくられた形

	で、何か御意見等ございましたら。
畑中委員	三好特別支援学校の畑中でございます。９ページのところに、令和４年度の取組２つ目の「・」で、本校との共催で進路説明会を行わせていただいています。これは本校の特色ある取組の１つで、通学してくる３市１町、それぞれと共催で行わせていただいており、本当に感謝をしています。これは高等部の生徒ではなく、保護者対象だと思いますので、訂正をお願いします。行政と一緒に取り組めるということで、学校としても非常にありがたく思っていますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。
西條委員	みよし市立南部小学校の西條と申します。16 ページをお願いいたします。第２期障がい児福祉計画の事業展開のところで、自立支援協議会児童部会の皆様には、常々、多岐にわたって、本当に協議会以上の仕事をされているんじゃないかというぐらいいろんなことをやっていただいていて、本当に市内小中学校も助かっています。この項目の中で、児童発達支援センターの設置数というところが、令和５年度末でたしか目標値１だったと思うんですが、本当に切れ目のない支援ということでは、設置が非常に待たれるところではあります。今年度の方向性などがもしありましたら、お聞かせいただけたら、ありがたいです。お願いいたします。
事務局	計画にあるように、令和５年度末までの児童発達支援センター設置を目指し、ここ３年ほどかけて検討してきております。センターの考え方ですが、建物を造るか、仕組みを作るか今後どうしていこうかというところで、市全体では公共施設の見直しもあり、その中で、また児童発達支援センターにつきましても、どういった形で設置していくのか考え直しています。 また、次期の計画についても、児童発達支援センターについては、目標として記載したいと考えております。皆様の御意見を聞きながら、より良いものを作っていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。
浅野会長	先回の進捗状況でたしか出ていたのが、障がいのある子の早期診断がなかなかできないという指摘が委員からあって、何とかならないかという意見がありました。ただ、障がい児支援の体制の整備でいうと、数値的には圏域に１つあればよく、市民のニーズと現状がかけ離れているということで、委員の方の中でも先回、議論があったと思いますが、次の進捗状況、障がい者計画のほうでも具体的なものが出ていると思うので、そこでまた意見が出るかもしれません。これは今、事務局からの説明のように、いろいろ見直して考えていると言っているので、計画の中で具体的にどうするのか、特に早期診断が遅れていると言っていましたよね。
渡邊委員	２年かかります。豊田市こども発達センターだと２年半です。そうなると、幼稚園、保育園児は卒園します。
浅野会長	言葉の発達などは、もう間に合わないということになるので、大事な時期に診断が出ていないという状況は困る。
端谷委員	診断より対応です。実は、豊田市の現状を見ていると、豊田市こども発達センターがあるがために、学校の先生たちがあまり勉強せずに、困ったら発達センターに回すといった感じになっていると、先生たちがあまり対応を知らないというようなことがあるようです。 お子さんで、６年生のときに初めてＡＤＨＤじゃないかと先生に言われた。それまでの先生は、すごく対応が上手だったから、何もなく暮らしてきたんです。ところが６年生になって、ちょっとヒステリックな先生がおかしいと言って、すぐに発達障がいじゃないかとうちへ来たんですが、見たら、

	明らかに発達障がいでした。ただ、それまでは対応で困っていなかったんですよ。困らなければ障がいじゃないと僕は思っているので、先生たちにしっかり対応してもらいたいと。発達障がいでいいところだけを伸ばせばいいと思っているので、診断が必要かとなると悩むから、何か建物を造ったらどうなるのかという心配も半分はあります。ぜひ先生方には対応について勉強していただきたい。
浅野会長	理想的には、早期に的確な診断をして、適正な対応をすることが大事なんだと思いますが、それに向かって少し考えないといけない。先回から出ていますので、その点、事務局でもいろいろ考えてくれているようです。やはり診断なしで対応だけでは、ちょっとまずいような気もしますし、早く診断して、早く対応する見通しをつけてあげないと、親も困るだろうということで、先回からそのような意見が出ていますから、具体策の中にも入れ込んでいただけたらと。
阪田副会長	今、絶対数は増えていますよね。要するに、発達障がいの疑いのある人が増えているんですが、半世紀前に自分が小学生ぐらいだった頃にいなかったかというと、いましたよね、たくさん。その子たちもそれなりにみんなと一緒に社会で暮らしていたと思うんだけど、一方で、診断するのもいいけど、社会への啓発というようなこともやっていったほうがいいと個人的に思います。また、暮らしの在り方も変わってきて、昔はお母さんがずっと家にいて、お父さんは外に働きに行くという家庭だったんですけど、今は、もう共働きが普通の状況になっているという、社会が変わっているものですから、保護者も気づきが遅くなったりするので、その辺が課題だという認識はしていて、それに対する施策みたいなのをどうしていこうかということは考えているところです。
端谷委員	５歳児健診というのは考えていないんですかね。５歳児健診というのを、県の中でもやっているところがありますよね。
事務局	こども相談課にそのような意見があったことを伝えておきます。
浅野会長	また次の進捗状況で議論できますので、今の数値目標のところの計画についてはこれぐらいにさせていただいてよろしいですか。それでは、この議題は終わりにして、次の議題に入りたいと思います。 「第４期みよし市障がい者計画」の進捗状況に入りたいと思います。

（４）「第４期みよし市障がい者計画」の進捗状況について

事務局	それでは、議題（４）の「第４期みよし市障がい者計画の実施状況について」資料№４を御覧ください。 本計画は平成30年４月からの計画となっています。令和４年度の進捗状況を各課に確認し、資料を作成しております。具体的には、障がい者福祉計画冊子の第７章69ページからの、施策項目の取組内容を一つずつ評価させていただきました。資料の真ん中にある R5 目標値は、平成 29 年度に見込んだものであり、令和４年度の実績の方が多いものについては「目標達成」と考えられます。 今回は本計画において、新しく取り組むことになった８点について、御報告させていただきます。 資料２ページ、１障がいの理解の（４）ボランティア活動の促進の三段目「障がい当事者団体とボランティア団体の交流の機会を設ける」です。 実施内容は、大学や企業などと協調して、ボランティア活動の促進を図ります。また、障がい当事者団体とボランティア団体の情報交換の場を設けると

	いうことでした。 令和４年度に行われた活動としては、コロナ禍において行われていなかったイベントを復活させて作品展示を行ったり、地域住民への啓発活動を行うなど、地域における障がい理解に貢献していただきました。先日、令和５年度のイベントも開催でき、企業や地域の団体と連携してワークショップを行うなどして、障がい理解につなげていただきました。 　続いて資料３ページの３療育・教育の、（１）保健・医療・教育・福祉の連携の２段目、「市民病院との協議の場の設置、定期的な開催」です。令和４年度については、まだコロナ禍でありましたので、医療機関の人たちとの接触は控えており協議の場を設けるところまでは至りませんでした。しかし、本市の中で、医療的ケアが必要な障がい児、障がい者の緊急時の受入れを確保するためには、市民病院との連携、協力は欠かせないということから、今後も引き続き、みよし市自立支援協議会の医療的ケアさぽーと部会が市民病院と協議の場の調整を進めていく予定です。また、今年度からは、福祉課の職員が月１回の情報交換会にも参加し、情報共有を図っています。 　次に、（２）障がい児の支援体制整備の、「児童発達支援体制の整備、充実（療育施設）に向けた検討」です。現在、保育課内に児童発達支援運営委員会を設置し、みよし市における早期の児童発達支援を担うふたば、よつばについての課題と、今後の方向性について検討をしています。ここでは、児童発達支援の体制と施設整備、人材確保などの課題について検討しているところです。また、３ページ「医療的ケアが必要な子どもの支援に関する協議の場の設置」については、自立支援協議会医療的ケアさぽーと部会の中で、市内の医療的ケアに関わる機関の人たちと地域の現状と課題を共有しています。続いて（３）インクルーシブ教育システムの推進です。インクルーシブ教育とは、障がいがある人と障がいのない人が、ともに学ぶ仕組みのことです。「相談支援専門員と教職員等の協議の場の設置、定期的な開催」に取組みます。現在行われている、小中学校の関係者と保育園幼稚園関係者の連携強化に加え、障がい者相談支援専門員や福祉サービス事業所と教職員との協議の場を設け、連携し児童一人ひとりの生活を支援していくことを目的としています。令和４年度は実施に至りませんでしたが、本市が相談支援事業を委託している事業所は現在７つ（相談支援専門員は９人配置して）あり、令和５年度は先日、オンラインでの顔合わせと情報共有を行うことができました。このほか、児童部会を担当する相談支援専門員が特別支援教育連携協議会に参加し、教師からの質問にお答えしたり、一緒に問題解決向けて考えたり、というような動きは進められており、今後もより連携を深めていきたいと思います。次に４ページの中ほど　保健医療。（３）精神保健・医療施策の推進です。「各種イベントでの精神疾患や発達障がいの啓発と広報活動の推進」とあります。精神疾患や発達障がいの正しい理解につながるように、啓発広報活動をしていくこととしています。本市は、精神障がい者等サポート事業を一般社団法人はたらく協議会に委託しています。令和４年度はサポート事業のイベントではなく、ピアサポートに興味を持った人が集まる委員会を開催しました。令和４年度から、精神障がいのある人やひきこもりの人の居場所として「シエルブルー」が開所しましたので、そこで様々な発信を行いながら、精神障がい者の理解促進の啓発を行います。同時に、市民の心の健康づくりに取り組んでいきます。最後５ページです。８権利擁護（２）成年後見制度の利用促進にある「権利擁護支援体制や事業の検討」です。 これは、障がい者だけでなく高齢者も含め、成年後見制度など権利擁護支援が必要な方が増えています。本市で開かれる、成年後見支援ネットワーク会

	議において、成年後見制度を正しく広報するためにどのようにしたらよいか、成年後見支援センターが他の関係機関と繋がるにはどうしたらできるかを検討してきました。令和４年度は、くらし・はたらく相談センター内に成年後見支援センターを移動し、生活困窮や、障がいの相談支援専門員との連携を進めています。また、令和５年度は、成年後見人のなり手不足という課題に対し、法人後見の実施に向けての検討も進めています。最後に、（３）コミュニケーション手段の確保です。「コミュニケーションボードの作成」に取組み、すでに、市役所の様々な課の窓口に設置しています。コミュニケーションボードを実際に使用している人はあまりいないと聞いていますが、今後、どのようなものがあるとよいのか、窓口にあったらより良い対応ができるようなものについても調査していきたいと思います。 　以上、今回の計画で新規に掲げた項目について選んで説明させていただきました。他の項目についても、関係各課とともに計画の達成に向けて取組を進めてまいります。 　以上で、議題（４）の説明を終わります。
浅野会長	ありがとうございました。委員の方々で質問ございませんか。 ２ページの２、地域生活支援の（１）の一番下のところに三好塾というのを定期的に開いているということが書いてあるんだけど、これ、三好塾レポートはつくっていますか。これがあると非常に助かるような気がするんだけど。
事務局	レポートがあるという話は聞いていません。
浅野会長	カンファレンスはやっているわけね。
事務局	カンファレンスは、これとは別で開催しており、副会長も参加してくれています。
阪田副会長	三好塾というのは、ソーシャルワーカーをどれだけ育てるかということでやっており、いろんなテーマを設けているんですが、例えば、自分のことを知ろう、コミュニケーション能力を高めよう、伝えることと伝わることの違いを学ぼう等、そのテーマに沿って、毎月１回開催しています。基本はグループワークです。グループワークで意見を出し合って、個人からのレポートが必ず提出しています。振り返ってそれをまとめて、参加者で共有しています。毎月開催しています。
浅野会長	結構参考になることが多いでしょうし、今後は、親を支援者として養成していくということが非常に大事になってくると思ういます。定期的にやっている塾だったら、プライバシーをちゃんと配慮して、そういうレポートが出てくると、全国でもやっているということもあると思います。ぜひ三好塾レポートをお願いします。 　それから、もう一件なんですが、同じページの下のところの療育・教育、３番の（２）の障がい児の支援体制整備というところで、専門員の配置で、２ページですが、こども相談課に臨床心理士を配置し、相談を実施しますと書いてあるんですが、前、この臨床心理士という言葉を使うときに言ったと思うことの記憶がありますが、最近は、臨床心理士と公認心理士を併記することが一般的です。募集するときも、設置するときでも。だから今後気をつけて、いずれは国家資格だけになっていくかもしれません。厚労省のホームページも調べてください。
渡邊委員	全体において４年度の実績が数値として出ています。５年度の目標というのが少なくなっているケースは、何か理由があるのでしょうか。
事務局	非常に分かりにくいところで、何人かから御指摘もいただいていたところ

	なんですが、令和５年度の目標値の数値というのが、実は６年前に見込んだものになっておりまして、それをそのままここに書かせていただいているものになります。よって、委員がおっしゃるように、令和４年度の実績のほうが多いものも、幾つか項目があるんですが、それに関しては、見込みが甘かったのか、もしくは、計画目標を達成したというような解釈です。平成２９年度に見込んだ数値が、この令和５年度の目標値にそのまま書いてあるということになっております。
渡邊委員	実際はどうしますか。実際は、令和５年度の数値は変えられない。
事務局	この計画の中で定めたときの、令和５年度見込みです。目標値として定めたものですので、実際に多くなっているということはそれよりもやれるようになったということです。
渡邊委員	そういう予測をしながら見ていくということですね。
事務局	おっしゃる通りです。次期の計画でその辺を考慮します。
浅野会長	ほかにございますか。では、この進捗状況については、以上にしたいと思います。 続いて、議題（５）ヒアリング、ワークショップについて、事務局から説明をお願いします。

（５）ヒアリング、ワークショップについて

事務局	では、議題５の「ヒアリング、ワークショップについて」（資料№５）を御覧ください。 議題１で説明したとおり、今年度は次期計画の策定年度であるため、関係団体や関係者から御意見等聞かせていただく機会を計画しています。内容は、関係団体ヒアリングでは、各団体の現状や課題等を聞かせていただき、関係者ワークショップでは、国が示した計画の基本指針を基に、本市として重点的に調査、検討したいテーマについて座談会形式による意見交換を行う予定です。関係者ワークショップの具体的なテーマについては、現時点では申し上げることはできませんが、資料にあるものの中から事務局にて検討、選定し、会長に確認した上で実施させていただきたく思います。ここで聞かれた意見は、実際の関係者の声として次期計画に反映するよう努めることとし、計画だけでなく自立支援協議会でも報告させていただきたいと考えています。以上です。
浅野会長	これはヒアリング、ワークショップを行う関係団体のリストということでよろしいでしょうか。また後で漏れ等あった場合は、事務に連絡をお願いします。 それでは、ヒアリング、ワークショップについては、事務局の提案どおりすすめることとしてよろしいでしょうか。 ≪一同、了承≫ それでは、事務局提案に沿って進めていくこととします。なにかあれば、事務局から会長、副会長に相談していただければ結構です。 みよし市障がい者福祉計画審議会の議題は以上で終了です。本日は、慎重に御審議頂きありがとうございました。これにて本日の議長職を終了させていただきます。

４　その他

事務局	それでは、今後のスケジュールについて、御説明させていただきます。資

	料No.６を御覧ください。今年度は、障がい者福祉計画策定の年となりますので、３回の会議開催を予定しております。日程は資料にある通りです。１回目と２回目の間に、関係団体ヒアリングと関係者ワークショップを開催し、２回目の審議会で、アンケート結果とそれらの意見を踏まえた計画の素案を示し、審議会でいただいた意見を基にさらに修正を加えて年末にパブリックコメントを募集。３回目の会議で最終案をお示しし、答申いただくというスケジュールになっています。以上です。
福祉部次長兼課長	以上を持ちまして、第 1 回みよし市障がい者福祉計画審議会を終了いたします。 一同、御起立をお願いします。 ―　礼　― 委員の皆様には今後大変お世話になりますが、何卒よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。